

阿南工業高等専門学校総合情報処理室委員会規則

(平成21年4月1日)

(規則第38号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校総合情報処理室規則第10条第2項の規定に基づき、阿南工業高等専門学校総合情報処理室委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合情報処理室の管理、運営に関する事項
- (2) 情報処理教育に関する事項
- (3) 情報セキュリティに関する事項
- (4) その他情報システム、情報管理に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 教育連携専門委員会専門委員長
- (4) その他室長が指名する者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副室長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(審議結果)

第6条 委員長は、委員会の審議結果を、速やかに校長に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、技術部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。